

職員の給与等に関する報告

平成 25 年 10 月

滋賀県人事委員会



滋 人 委 第 2 8 1 号
平成 25 年(2013 年)10 月 17 日

滋賀県議会議長 宇 賀 武 様

滋 賀 県 知 事 嘉 田 由 紀 子 様

滋賀県人事委員会
委員長 宮 崎 君 武

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項および第 26 条の規定に基づき、一般職に属する職員_の給与等について別記のとおり報告します。

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年 10 月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 職員の給与

本委員会が、平成 25 年 4 月 1 日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員 9,091 人、県費負担市町立学校教職員 7,417 人、合計 16,508 人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等 10 種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は 3,294 人で、その平均給与月額は 369,511 円（給料 336,726 円、扶養手当 10,773 円、地域手当 22,012 円）であり、平均年齢は 43.1 歳（男性 44.4 歳、女性 39.8 歳）、性別構成は男性 71.8%、女性 28.2%、学歴別構成は大学卒 65.0%、短大卒 15.6%、高校卒 19.4%となっている。

また、全職員の平均給与月額は 392,922 円（給料 360,271 円、扶養手当 9,696 円、地域手当 22,955 円）であり、その平均年齢は 43.1 歳（男性 44.0 歳、女性 41.6 歳）、性別構成は男性 62.0%、女性 38.0%、学歴別構成は大学卒 79.5%、短大卒 8.8%、高校卒 11.3%、中学卒 0.4%である。

なお、調査対象である本年 4 月の職員の給与については、平成 23 年度から平成 25 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（平成 23 年滋賀県条例第 9 号。以下「旧特例条例」という。）により、給料等について減額措置が講じられており、当該措置がなかった場合の行政職給料表適用者の平均給与月額は 373,833 円（給料 340,730 円、扶養手当 10,773 円、地域手当 22,330 円）、また、全職員の平均給与月額は 396,208 円（給料 363,333 円、扶養手当 9,696 円、地域手当 23,179 円）である。

（参考資料第 1 表から第 4 表まで参照）

2 民間の給与

県内民間事業所のうち、企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の 616 事業所から、層化無作為抽出法により抽出した 128 の事業所について、人事院と共同して行った「平成 25 年職種別民間給与実態調査」の結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年 4 月の事務・技術関係職種等に該当する従業員 4,926 人の給与について調査した。
(参考資料第 14 表参照)

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年 4 月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	1 9 4 , 3 4 3 円
	短 大 卒	1 7 8 , 5 7 5 円
	高 校 卒	1 5 9 , 8 8 2 円

注 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等特定の者にもみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(参考資料第 15 表参照)

(3) 家族(扶養)手当

民間事業所における家族(扶養)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	1 5 , 1 4 2 円
配 偶 者 と 子 1 人	2 0 , 4 0 4 円
配 偶 者 と 子 2 人	2 4 , 5 4 6 円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

(参考資料第 16 表参照)

(4) 住宅(住居)手当

民間事業所における住宅(住居)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の 46.9%が住宅(住居)手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、24,000 円以上 25,000 円未満となっている。

(参考資料第 17 表参照)

(5) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額の 3.93 月分となっている。

(参考資料第 18 表参照)

3 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員(新規採用者を除く。平均年齢 43.6 歳)と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員(新規採用者を除く。)について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年 4 月において、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均にして 5,801 円 (1.49%) 下回っていることが明らかとなった。

また、旧特例条例による減額措置前の職員の給与と民間事業所従業員の給与を同様に比較すると、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均にして 175 円 (0.04%) 下回る結果となった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)		較差 (A - B)
394,316 円	旧特例条例による減額措置後の額	388,515 円	5,801 円 (1.49%)
	旧特例条例による減額措置前の額	394,141 円	175 円 (0.04%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

3 上段は、旧特例条例による減額措置後の職員の給与に基づき算定した較差額(率)であり、下段は、旧特例条例による減額措置前の職員の給与に基づき算定した較差額(率)である。

なお、本年 7 月以降の職員給与については、平成 25 年度における職員の給与の特例に関する条例(平成 25 年滋賀県条例第 52 号。以下「新特例条例」という。)に基づく、減額措置が講じられている。

新特例条例による減額措置が本年 4 月に実施されたと仮定して試算した場合の職員の給与と、民間事業所従業員の給与を比較したところ、以下の結果が得られた。

【参考】職員の給与と民間従業員の給与の較差（試算）

民間従業員 の 給 与 (A)	職 員 の 給 与 (B)		較 差 (A - B)
3 9 4 , 3 1 6 円	新特例条例 による減額 措置後の額	3 6 6 , 5 7 7 円	2 7 , 7 3 9 円 (7 . 5 7 %)

注 職員の給与(B)および較差(A - B)の欄の表示は、本年7月から実施されている新特例条例による減額措置が本年4月の人員配置の状況で実施されたと仮定して試算した場合の値である。

4 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は107.3であった。

また、同年の47都道府県の平均は107.5、近畿6府県は101.4~108.8であった。

5 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.7%、大津市で1.0%の下落となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ166,040円、193,310円および220,550円となった。

(参考資料第30表および第31表その2参照)

6 人事院の報告等の概要

人事院は、本年8月8日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告を行った。また、国家公務員制度改革等について報告を行うとともに、「一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出」を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

7 むすび

(1) 給与の改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり、本年は改定を行う必要はないものと認める。なお、職員の給与は、本年は2つの特例条例により減額されているところであるが、改定内容の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、これまでと同様、本年4月分の月例給について旧特例条例による減額措置前の公民較差に基づき検討を行った。

まず、月例給については、民間事業所従業員との給与較差が極めて小さく、適切な改定が困難であることから、給料表、諸手当とも改定を行わないことが適当である。

また、特別給についても、民間の特別給の支給割合が職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

(2) 人事評価制度の確立

本県においては、平成18年4月からの「給与構造の見直し」により、勤務実績をよりの確に反映し得る基盤が整備されているところであるが、職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、本県の昇給・昇格や勤勉手当の各制度において人事評価の結果が反映され、より実効性の高いものとなるよう、新たな人事評価制度の早期確立に向けた取組を進める必要がある。また、現在、一部の職階で導入されている「自律型人材育成制度」については、その対象範囲を拡げる必要がある。

(3) 時間外勤務の縮減

時間外勤務については、職員の心身両面の健康管理や公務能率の増進を図るため、任命権者において、その縮減に努められるよう繰り返し要請してきたところであり、仕事と生活の調和を促進する観点からも重要な課題である。

本県においては、これまで業務の改善や効率化など様々な取組が行われ、一定の成果もみられるところであるが、なお一層の縮減に向けて引き続き、管理職員による適正な勤務時間管理を徹底するとともに、職員一人ひとりが効率的な業務遂行に努めるなど、全庁一丸となった取組を進める必要がある。

もとより、適正な労働時間の管理は労働基準法や関係の通知により求められているところであり、使用者が講ずべき措置について実効ある取組を進める必要がある。

(4) メンタルヘルス対策の充実

近年、公務の複雑化や多様化が進む中で、職員の仕事上のストレスも増大する傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

メンタルヘルス対策は、心の病を持つ職員だけを対象とするものではなく、すべての職員の心の健康の保持・増進を図ることが大切である。任命権者は、すべての職場において良好なコミュニケーションが保たれ、明るく活力に満ちた働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、心の病の予防をはじめ、その早期発見、職場復帰の支援等、引き続きメンタルヘルス対策の充実に努める必要がある。

(5) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

職員の意欲・能力を最大限に引き出し、それを組織として生かすことができる勤務環境を整備するため、任命権者において、女性職員の登用や仕事と生活の調和の推進に、種々取り組まれてきたところである。人材育成に配慮した人事管理を行う上で、男女を問わず意欲と能力のある職員を登用することが必要であり、県政における男女共同参画を推進する上で、女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努める必要がある。

また、男女共同参画を推進するため、本県においてもこれまでから男性職員の育児休業取得促進のため、様々な措置が講じられてきたところであるが、引き続き、男性職員の育児休業取得の促進に努めていく必要がある。

なお、仕事と子育て等の両立支援に関する取組の一環として、人事院は、本年の報告に併せて、「配偶者帯同休業制度」の創設について意見の申出を行ったところであるが、本県においても、今後の国における制度の整備状況や地方公務員法の改正等の動向を注視していく必要がある。

(6) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については、本年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面は現行の再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、これを踏まえ人事院は、再任用の円滑な実施など、雇用と年金の確実な接続を図るために必要な取組について報告を行ったところである。また、地方公務員についても、総務副大臣から各都道府県等に対し、同閣議決定の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずるよう要請があったところである。

雇用と年金の接続の問題については全国共通の課題であり、本県においても、国に準じた制度とすることが適当であると考えられることから、これらの要請等を踏まえ、再任用制度の十分な周知や多様な働き方のための工夫を行うなど、適切に対応していく必要がある。なお、再任用職員の給与水準等の見直しについて、人事院は、今後必要な検討を進めるとしており、その動向に留意する必要がある。

(7) 給与制度の総合的見直し

国家公務員の給与制度については、平成 18 年度からの給与構造改革において、全般的な改革が実施されてきた。その後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、人事院は本年の報告において、民間の組織形態の変化への対応、地域間や世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与を課題として、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを給与減額支給措置終了後に実施できるよう、所要の準備を行うこととしている。

本県では、給与制度について、これまで国の制度に準拠することを基本としてきたことから、今後の国における見直しの動向を注視していく必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、給与改定を行う必要はないものと判断したことから、本年は勧告を行わず、報告のみとしたところである。

本県においては、職員の給与について、厳しい財政状況を理由に、10年余の長きにわたり独自の減額措置が講じられ、また、本年7月からは、国の要請に基づく更なる減額措置が行われているところである。これらの措置はいずれも、人事委員会勧告に基づくことなく、地方公務員法で定める給与決定の原則とは異なる基準により実施された異例の措置であり、誠に遺憾である。

特に、本年7月から職員が実際に受ける給与額は、民間準拠による水準を大きく下回っており、これらの減額措置による職員の士気や家計、人材確保への影響は避けられず、その代償は極めて大きいと言わざるを得ない。本委員会としては、こうしたことが繰り返されることのないよう切に望むものである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割をあらためて認識され、民間準拠による適正な給与を確保されるよう要請する。

(別紙)

人事院「給与等に関する報告の骨子」

○ 本年の給与等に関する報告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
 - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
 - ・ 減額前の較差(0.02%)が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約12,500民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率88.6%)

- * 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) 76円 0.02%
(給与減額支給措置による減額後) 29,282円 7.78%
(行政職俸給表(一)…現行給与(減額前)405,463円 平均年齢43.1歳
(減額後)376,257円)

- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
 - * 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月（減額前））は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案（参考）減額後の公務の支給月数3.56月分相当

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
 - * 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に2ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
 - ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
 - ・ 技能・労務関係職種の見直し
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
 - ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討
- * 給与構造改革における昇給抑制の回復
平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

Ⅳ 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

- 雇用と年金の確実な接続のための取組
 - ・ 職員に対する周知、希望聴取
 - ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
 - ・ 再任用に関する苦情への対応
 - ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等
- 再任用職員の給与
 - ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
 - ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半
- * 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

Ⅴ 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

人事院「国家公務員制度改革等に関する報告の骨子」

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

(1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

(2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

- ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

(3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

II 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

(2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

2 採用試験等の見直し

(1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

(2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知

3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

(1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

(2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

人事院「一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出の骨子」

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）を創設

1 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的

2 配偶者帯同休業制度の概要

(1) 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者*と生活を共にすることを希望する職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）

※ 配偶者は国家公務員に限らない。

(2) 休業の承認

職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認

(3) 休業の期間

1回の休業期間は3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能）

(4) 休業の効果

休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給

(5) 休業の承認の失効等

- ・ 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
- ・ 休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の承認を取消し

(6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能

(7) 給与の復職時調整

職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が可能

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

参 考 资 料

(職員給与関係資料)

平成25年職員給与等実態調査について	16
第1表 部局別・給料表別人員数	17
第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	18
第3表 職員の年齢階層別構成	18
第4表 職員の平均給与月額	20
第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	21
第6表 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額	43
第7表 職員の給料表別扶養親族数	44
第8表 職員の管理職手当の支給状況	44
第9表 職員の地域手当の支給状況	44
第10表 職員の住居手当等の状況	45
第11表 職員の通勤手当および通勤の状況	45
第12表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	48

(民間給与関係資料)

平成25年職種別民間給与実態調査について	50
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数	51
第14表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	52
第15表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	62
第16表 民間における家族(扶養)手当の支給状況	62
第17表 民間における住宅(住居)手当の支給状況	62
第18表 民間における特別給の支給状況	63
第19表 民間における初任給の改定状況	63
第20表 民間における給与改定の状況	63
第21表 民間における定期昇給の実施状況	64
第22表 民間における定期昇給制度の状況	64
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	64
第24表 民間における雇用調整の実施状況	65
第25表 民間における賃金カット等の実施状況	65
第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	65
第27表 民間における再雇用者(公的年金が一部支給される者)の給与水準の取扱い	66
第28表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の給与水準の取扱い	66
第29表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の単身赴任手当の取扱い	66

(生計費関係資料)

平成25年4月の標準生計費算定方法の概要	68
第30表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	69

(労働経済関係資料)

第31表 労働経済指標	72
-------------	----

職員給与関係資料

平成 25 年職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 25 年 4 月 1 日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について 4 月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集計

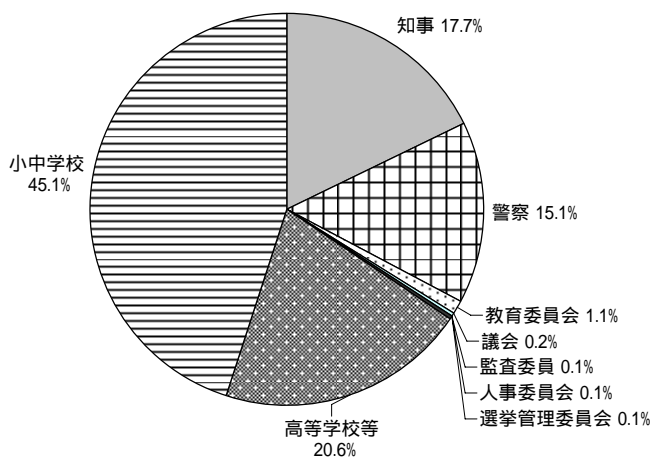
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

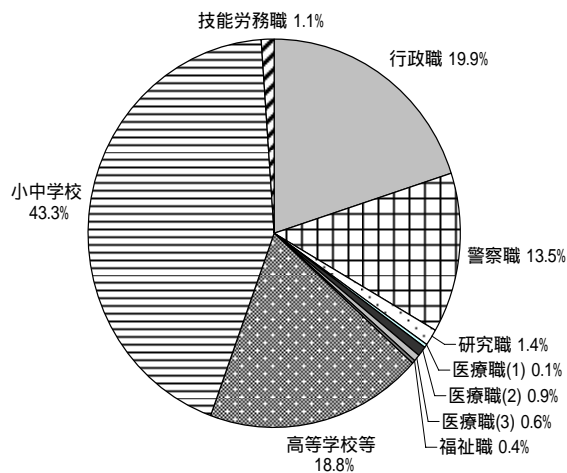
給料表	部局									
	知事	警察	教育委員会	議会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
行政職	2,323	244	137	26	15	9	6	215	319	3,294
警察職	-	2,222	-	-	-	-	-	-	-	2,222
研究職	211	18	-	-	-	-	-	-	-	229
医療職(1)	16	-	-	-	-	-	-	-	-	16
医療職(2)	133	1	-	-	-	-	-	7	17	158
医療職(3)	100	1	2	-	-	-	-	-	-	103
福祉職	70	-	-	-	-	-	-	-	-	70
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	3,080	-	3,098
小学校および中学校等教育職	-	-	23	-	-	-	-	-	7,121	7,144
技能労務職	62	13	1	-	-	-	-	98	-	174
計	2,915	2,499	181	26	15	9	6	3,400	7,457	16,508

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
 注2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員40人(小学校および中学校等教育職37人、行政職3人)を含む。
 注3 再任用職員は、含まれていない。(第11表までについて同じ。)

部局別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表 区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比				男女平均年齢
	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	
	%	%	%	%	%	歳	%	歳	
行政職給料表	-	19.4	15.6	65.0	71.8	44.4	28.2	39.8	43.1
警察職給料表	0.1	47.4	2.6	49.9	93.9	39.5	6.1	31.8	39.0
研究職給料表	-	4.4	7.0	88.6	80.8	44.9	19.2	39.8	43.9
医療職給料表(1)	-	-	-	100.0	81.3	46.1	18.7	36.2	44.3
医療職給料表(2)	-	0.6	27.9	71.5	48.7	46.3	51.3	43.2	44.7
医療職給料表(3)	-	-	41.8	58.2	2.9	36.8	97.1	45.3	45.0
福祉職給料表	-	2.9	35.7	61.4	52.9	43.5	47.1	43.2	43.4
高等学校等教育職給料表	-	2.0	3.5	94.5	61.1	46.9	38.9	42.2	45.1
小・中学校等教育職給料表	-	-	8.8	91.2	48.5	44.4	51.5	41.9	43.1
技能労務職給料表	36.8	56.9	6.3	-	64.4	50.7	35.6	53.2	51.6
計	0.4	11.3	8.8	79.5	62.0	44.0	38.0	41.6	43.1

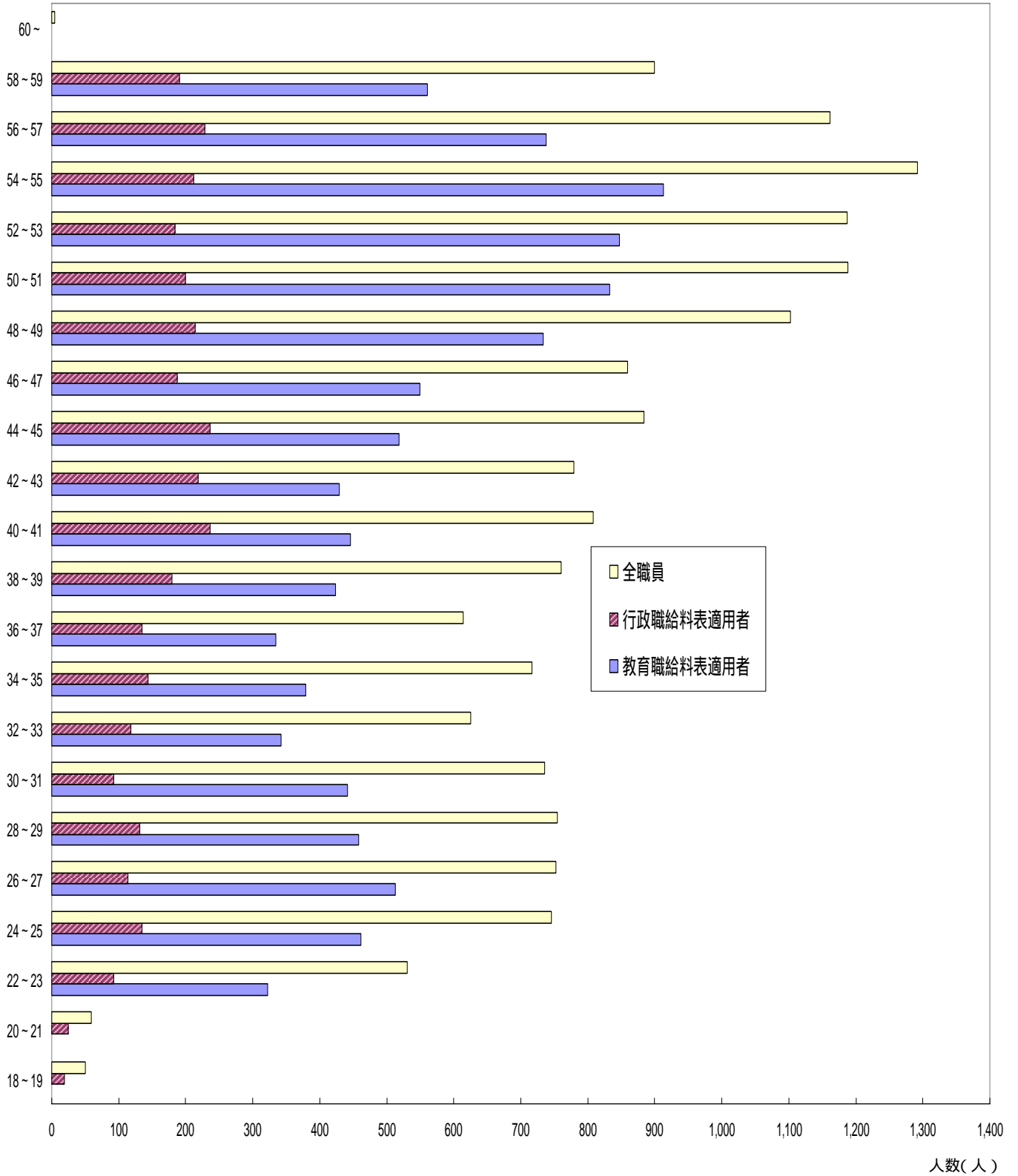
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

年齢階層	職種	一般職員					教育職員			警察職員	全職員
		行政	研究	医療	福祉	技能労務	高等学校等	小学校・中学校等			
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
～ 24	5.1	6.0	1.3	1.1	4.3	0.6	5.4	3.1	6.4	11.2	6.1
25 ～ 29	9.1	9.7	7.4	7.9	10.0	0.6	11.7	8.5	13.1	14.3	11.4
30 ～ 34	8.6	8.5	11.8	9.8	12.9	3.5	9.5	6.7	10.7	18.0	10.4
35 ～ 39	11.7	11.8	14.0	13.0	11.4	4.6	9.2	11.2	8.4	13.9	10.5
40 ～ 44	16.4	17.3	14.4	15.5	10.0	6.3	11.0	13.5	9.9	10.1	12.2
45 ～ 49	16.2	15.9	19.7	17.0	14.3	17.2	15.2	18.3	13.8	9.6	14.7
50 ～ 54	16.3	15.1	18.3	20.2	20.0	27.0	20.8	21.7	20.5	10.3	18.3
55 ～ 59	16.5	15.7	13.1	14.1	17.1	40.2	17.2	17.0	17.2	12.6	16.4
60 ～	0.1	-	-	1.4	-	-	-	-	-	-	0.0
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4,044	3,294	229	277	70	174	10,242	3,098	7,144	2,222	16,508

2 年齢階層別構成

年齢(歳)



第4表 職員の平均給与月額

区分 年月 給与項目	一般職員 (教育職員および警察職員を除く。)		全職員	
	平成25年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成24年4月
	円	円	円	円
給料	340,031 (343,949)	337,952 (344,532)	360,271 (363,333)	360,396 (365,651)
扶養手当	10,570	10,677	9,696	9,900
地域手当	22,287 (22,600)	21,754 (22,259)	22,955 (23,179)	22,560 (22,946)
計	372,888 (377,119)	370,383 (377,468)	392,922 (396,208)	392,856 (398,497)

各給料表別

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	計
	歳	円	円	円	円
行政職給料表	43.1	336,726 (340,730)	10,773	22,012 (22,330)	369,511 (373,833)
警察職給料表	39.0	324,456 (327,074)	14,038	20,768 (20,941)	359,262 (362,053)
研究職給料表	43.9	360,856 (364,769)	12,954	23,312 (23,608)	397,122 (401,331)
医療職給料表(1)	44.3	422,986 (437,631)	11,188	73,051 (76,129)	507,225 (524,948)
医療職給料表(2)	44.7	348,746 (352,261)	8,146	22,188 (22,451)	379,080 (382,858)
医療職給料表(3)	45.0	352,052 (355,038)	3,626	21,848 (22,047)	377,526 (380,711)
福祉職給料表	43.4	353,921 (356,801)	9,721	22,357 (22,553)	385,999 (389,075)
高等学校等教育職給料表	45.1	393,542 (396,491)	10,265	24,795 (24,993)	428,602 (431,749)
小学校および中学校等 教育職給料表	43.1	368,440 (371,205)	7,603	23,217 (23,416)	399,260 (402,224)
技能労務職給料表	51.6	346,930 (349,588)	10,175	21,782 (21,945)	378,887 (381,708)

注1 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

2 ()内の額は、平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布
行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							3		
2									
3									
4									1
5									
6									
7									
8		37							
9	8	7							
10		13							
11		8							
12	11	16							
13		4							
14	1	32							2
15		3	1						2
16	5	8	1						3
17	8	11	1						4
18	1	2							1
19		28							2
20	9	2	5				1		
21		4	5						1
22	3	10	6						
23		9	26						
24	7	6	12						
25	1	34	11						
26	3	7	10						
27		4	24						
28	9	11	17						
29	37	12	7					1	
30	6	8	5					1	
31	3	26	34					3	
32	41	5	15					1	
33	6	6	10				1	8	
34	9	4	12					13	
35	4	9	47				2	3	
36	46	13	10					6	
37	22	2	15				3	6	
38	9	2	5					3	
39	4	1	6				2		
40	5	1	13		1		2		
41		2	1				18		
42	1	2	9				2		
43	1	3	23				17		
44		1	15				11		
45		1	10	18			15	4	
46		1	15	15			10		
47	1		29	20			6		
48	1		11	6			7		
49			14	36			11		
50		1	17	20			3		
51		1	30	8			4		
52			13	12		3	4		
53	2		23	59			8		
54	1		7	20			2		
55			31	7					
56		1	23	29	1	3			
57			17	55	1				
58	1		21	5					
59			37	10		3			
60			16	12		4	1		
61			17	36		4	1		
62	1		9	6	1	6			
63			6	21	5	4			
64		1	9	19		2			
65			8	33	2	75			
66	1		4	24	6				
67	1		1	14	15	9			
68			2	16	7	4			
69			2	12		24			
70			1	17	2	25			
71			1	20	10	9			
72	1			14	15	9			
73				5	3	17			
74			2	10	6	15			
75	1			23	10	4			
76	2			17	10	19			

級 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			1	10	9	287			
78			2	9	17				
79				26	21				
80			1	17	9				
81				9	7				
82		1		8	22				
83				12	6				
84				5	9				
85				4	167				
86				6					
87				3					
88				1					
89				5					
90			1	1					
91				1					
92				6					
93				100					
94									
95									
96									
97			1						
98									
99									
100									
101			1						
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			3						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	273	360	732	842	362	526	134	49	16
総計					3,294				

警察職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9		14								
10										
11										
12		17								
13										
14		1								
15		1								
16		10	1	1						
17		2								
18				1						
19										
20		20		1						
21		1								
22		3								
23		1		1						
24		12	39	1						
25		39		1						
26		9	2	1	1					
27		5	4	1	1					
28		48	31	1						
29		2	3	3	1					
30		18	9	5						
31		4	6	3	1					
32		4	27	6	1					
33		3	6	4	1					
34		10	7	9	2					
35			4	6	4					
36		7	23	8						
37		5	4	12	4					4
38			18	7	3					
39		5	6	14	7					1
40		3	26	6	1					3
41			8	11	6					2
42		1	24	9						
43		1	2	16	5					1
44		1	12	11	6					1
45			9	15	7	1				4
46			18	9	3	1				
47			8	18	7					
48			19	16	6	1				
49			4	15	12	1				
50			7	7	6	2				
51		1	12	12	15	2				
52			5	10	5					
53			4	8	5	1				
54			8	19	8	1				
55		1	2	15	12	1				
56			4	9	6	2				
57			9	14	16	1				
58			4	7	3	1				
59			1	8	12					
60			4	10	5	4			2	
61			3	11	8	7			23	
62			1	6	6	2		1		
63			1	4	18	2		1		
64			1	5	2	6				
65			1	5	13	2				
66			1	9	8	3		1		
67				5	11	2		13		
68			1	7	4	6	1			
69				1	12	3		1		
70					6	6		1		
71				3	21	5		7		
72				2	2	2		1		
73				2	7	3		6		
74				3	12	7	1			
75				2	9	5		3		
76				1	6	3				

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				3	9	3		18		
78				2	4	5				
79				4	11	3				
80	1			6	2		3			
81				5	13	13	1			
82		1		7	1	1				
83				1	10	10				
84				1	7	8	1			
85	1			9	11		42			
86	1			1	10	3				
87				2	7	10				
88				4	4	8				
89				1	4	16				
90					8	8				
91					4	10				
92					4	6				
93					4	129				
94					5					
95					5					
96					4					
97					6					
98		1			5					
99					6					
100		1			4					
101					10					
102					2					
103					6					
104					10					
105					10					
106					8					
107					8					
108					11					
109				1	8					
110					7					
111					5					
112					9					
113					2					
114					4					
115					8					
116					3					
117					7					
118					5					
119					3					
120					2					
121					4					
122					6					
123					2					
124					5					
125					70					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		252	392	418	688	329	49	53	25	16
総計		2,222								

研究職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5			1			
6						
7						
8						
9						
10			1			
11						
12						
13			1			
14						
15						
16			1			
17			1			
18				1		
19			1			
20			3			
21						
22						
23			1			
24			3			
25			2			
26			3	5		
27			3			
28				1		
29				1		
30				2		
31				1		
32						1
33				1		2
34			1	3		
35			1	1		2
36						
37			1	2		1
38			1			
39			1	3		
40			2			
41			5			
42				4		
43						
44			1			
45				3	1	
46				1		
47			1	1		
48			2	2		
49				2		
50				2	2	
51			2		4	
52						
53				1	1	
54				4	1	
55			2		2	
56				2	1	
57			2	4		
58			2	2		
59			5	2		
60			1	1	2	
61			2	4		
62			1	1	2	
63				1		
64				1	1	
65				3	1	
66			1	1	5	
67				2	1	
68				3	1	
69			1	1		
70			1	1	2	
71			2	4	1	
72				3	1	
73				2	4	
74				3		
75				1		
76				2		

級 号給	1	2	3	4	5
77			2		
78			2		
79		1	2		
80			1		
81			7		
82		1	2		
83			2		
84					
85			2		
86			4		
87			3		
88			3		
89			14		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	61	129	33	6
総計			229		

医療職給料表(1)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5	3			
6				
7				
8	2			
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	1			
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38			1	
39				2
40				
41				1
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51			1	
52				
53			1	
54				
55				
56				
57				1
58				
59				1
60				1
61				
62				
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	0	3	7
総計	16			

医療職給料表(2)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12				2				
13								
14				1				
15								
16								
17				1				
18								
19				1				
20			1	1				
21				2				
22			1					
23			3					
24			2	1				
25								
26								
27				1				
28				1				
29				1				
30				1				
31				3				
32								
33				1				1
34				3				
35				2				1
36								
37								1
38								
39				2				1
40				1				1
41						1		1
42								
43						1		
44						2		
45				1		1		
46				1				
47				1		1	1	
48						1		
49				1		2	3	
50				1		1		
51				1	2	2		
52					2		1	
53				1	1	1	1	
54				1			1	
55					4	3	1	
56						1		
57			1	2		3	1	
58								
59			1	1	1	1	1	
60				2	1	1		
61					3		4	
62				1		1		
63				1		1	2	
64								
65						3	12	
66						1		
67								
68								
69						1		
70					1	1		
71								
72						1		
73								
74								
75						1		
76								

号給	級	1	2	3	4	5	6	7
77						3		
78					1			
79						2		
80						3		
81						1		
82						1		
83						1		
84						16		
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		0	9	40	16	59	28	6
総計					158			

医療職給料表(3)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6				1			
7							
8							
9							
10							
11				1			
12							
13							
14							
15				1			
16							
17							
18							
19			2				
20							
21							
22							
23			2	1			
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32			2				
33				1			
34				1			
35							
36							
37							
38							
39					3		
40							
41							
42					1		
43				1			
44				2			
45				1			1
46				2			
47				1	1		1
48							
49							
50				1			1
51							1
52					2		1
53					3		2
54					1		
55				1			1
56							1
57							2
58							1
59					1		
60							
61							
62							
63					1		
64					1	2	
65			1				
66					1	2	
67					1	1	
68						1	
69					1	2	
70					1		
71							
72						2	
73					3	2	
74					1	1	
75						2	
76						2	

号給	級	1	2	3	4	5	6
77						2	
78					3	1	
79					2	3	
80					1		
81					2		
82						1	
83							
84					2		
85					1		
86						1	
87							
88						2	
89						2	
90						2	
91						3	
92						2	
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

級 号給	1	2	3	4	5	6
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	7	15	33	36	12
総計	103					

福祉職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		1				
14						
15		1				
16						
17		1				
18		1				
19		1				
20		1				
21						
22						
23						
24						
25		1				
26						
27		1				
28						
29		1				
30		2				
31						
32	3					
33	1					
34						
35	1					
36						
37		1				
38						
39						
40		1				
41		2				
42				1		1
43						
44						
45		2				
46			1			
47						
48						
49		1	1			
50			1			
51						
52						
53			1			
54			2			
55		2	1			
56						
57						
58		1				
59						
60						
61						
62				1		
63		1				
64						
65		1				
66			1			
67				1		
68					2	
69						
70			1	1		
71	1					
72				1		
73				1		
74				1		
75				1	1	
76				1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					2	1	
78							
79							
80							
81							
82					1		
83					2		
84					1		
85					1		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92					1		
93					12		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		6	21	9	29	4	1
総計					70		

高等学校等教育職給料表

号給	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5			23			
6			5			
7			3			
8			31			
9						
10			6			
11			4			
12			22			
13			2			
14			20			
15			4			
16			31			
17			5			
18			12			
19			8			
20			24			
21						
22			20			
23			16			
24			13			
25			11			
26			5			
27			19			
28			9			
29			13			
30			2			
31			18			
32			7			
33			8			1
34			16			1
35			10			
36			10			
37			7			68
38			9			
39			6			
40			20			
41			2			
42			11			
43			10			
44			13			
45			8			
46			16			
47			10			
48			7			
49			12			
50			14			
51			7			
52			15			
53			7			
54			9			
55			5			
56			11			
57			13			
58			22			
59			3			
60			18		3	
61			17		3	
62			16		5	
63			12		5	
64			15		4	
65			17		2	
66			17		3	
67			14		4	
68			15		6	
69			11		8	
70	1		26		15	
71			18		6	
72			18		1	
73			14		7	
74			21		3	
75	1		21		4	
76			17		6	

号給	級	1	2	特2	3	4
77			22		17	
78			18			
79			25			
80			22			
81	1		10			
82			31	1		
83	2		13			
84			28			
85			11	1		
86	1		23	2		
87	1		8	1		
88			29			
89			11			
90			14	2		
91	2		11			
92	1		25	1		
93			15			
94			19			
95	1		17	1		
96			35	1		
97			34			
98			28			
99			13	2		
100			45	1		
101	1		35	2		
102			16			
103			37	1		
104			13			
105			42			
106			20			
107			23	1		
108			40			
109			56			
110			30			
111			39			
112			74			
113			33			
114			22			
115			40			
116			10			
117			22			
118			56			
119			35			
120			57			
121			42			
122			24			
123			58			
124			47			
125			19			
126			44			
127			24			
128			42			
129			23			
130			13			
131			16			
132			31			
133			16			
134			24			
135			17			
136			42			
137			307			
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		12	2,897	17	102	70
総計				3,098		

小学校および中学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		119			
18		13			
19		7			
20		126			
21		5			
22		37			
23		8			
24		140			
25		7			
26		34			
27		18			2
28		126			3
29		18			4
30		32			6
31		18			41
32		61			6
33		2			38
34		99			19
35		25			29
36		29			25
37		53			167
38		13			
39		94			
40		23			
41		52			
42		17			
43		93			
44		24			
45		22			
46		49			
47		37			
48		72			
49		11			
50		40			
51		29			
52		73			
53		22			
54		39			
55		29			
56		75			
57		13			
58		18			
59		13			
60		39			
61		19			
62		60			
63		18			
64		44			
65		24			
66		73			
67		20			
68		40			
69		24		1	
70		47			
71		20		1	
72		44		1	
73		29		1	
74		41		2	
75		19		2	
76		30		6	

号給	級	1	2	特2	3	4
77			27	1	9	
78			27		10	
79			15	1	7	
80			29	4	13	
81			20	1	16	
82			38	1	10	
83			18		12	
84			34	3	11	
85			15		21	
86			33	1	18	
87			20	3	15	
88			23		25	
89			18	2	19	
90			33	2	18	
91			17		15	
92			35	1	11	
93			18	2	130	
94			33	4		
95			22	4		
96			52	2		
97			20	1		
98			48			
99			19			
100			71			
101			21			
102			40			
103			15			
104			35			
105			16	1		
106			31			
107			28			
108			38			
109			64			
110			57			
111			33			
112			64			
113			55			
114			35			
115			72			
116			45			
117			69			
118			40			
119			86			
120			61			
121			74			
122			38			
123			47			
124			75			
125			34			
126			42			
127			77			
128			47			
129			76			
130			65			
131			32			
132			77			
133			36			
134			49			
135			62			
136			45			
137			105			
138			65			
139			36			
140			66			
141			35			
142			59			
143			56			
144			70			
145			47			
146			89			
147			54			
148			44			
149			778			
計		0	6,396	34	374	340
総計				7,144		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29	1		1
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			1
39			
40			
41			
42			1
43			
44			
45		1	
46			1
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			1
64			
65			3
66			1
67			
68			1
69			
70			1
71			
72			
73			
74			2
75			1
76		2	1

号 給	特 (1)	(1)	(2)
77			5
78			1
79		1	4
80			1
81			
82			3
83			
84			
85			3
86			2
87			3
88			1
89		1	2
90		1	
91		1	
92			
93			1
94		1	
95			3
96			2
97			3
98		1	2
99		1	1
100			5
101			2
102			1
103		1	5
104			2
105		1	4
106			4
107		1	2
108		1	
109			4
110			1
111		1	4
112			4
113			6
114			3
115			4
116		1	
117			3
118		1	7
119			4
120			5
121		1	1
122			3
123			7
124			2
125			1
126			1
127			
128			2
129			3
130			4
131			1
132			2
133			
134			
135			1
136			2
137			1
138			1
139			
140			
141			1
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
153 154 155 156			
157 158 159 160			
161 162 163 164			
165 166 167 168			
169 170 171 172			
173			
計	1	18	155
総計		174	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,140	円 336,310 (340,671)	人 640	円 338,650 (342,281)
1年未満		34	178,668 (178,668)	8	144,500 (144,500)
1年以上 2年未満		46	184,826 (184,826)	12	148,733 (148,733)
2年以上 3年未満		59	190,807 (190,807)	6	154,867 (154,867)
3年以上 5年未満		102	203,548 (203,548)	9	165,733 (165,733)
5年以上 7年未満		103	223,657 (223,657)	17	181,424 (181,424)
7年以上 10年未満		118	250,034 (250,786)	32	201,187 (201,244)
10年以上 15年未満		253	285,778 (288,109)	44	241,341 (241,536)
15年以上 20年未満		297	333,633 (336,441)	68	289,589 (291,831)
20年以上 25年未満		391	371,428 (374,563)	82	326,306 (328,911)
25年以上 30年未満		287	398,562 (404,129)	78	369,899 (373,313)
30年以上 35年未満		355	417,680 (427,627)	94	388,589 (392,160)
35年以上		95	434,563 (449,991)	190	417,919 (424,999)

注 ()内の額は、平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

第7表 職員の給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養手当 受給者	扶養親族数					受給者1人 当たりの 扶養親族数	全職員1人 当たりの 扶養親族数
		配偶者	1人目		その他	計		
			配偶者 なし	配偶者 あり				
人	人	人	人	人	人	人	人	
行政職	1,720	1,062	69	1,395	1,166	3,692	2.1	1.1
警察職	1,435	1,137	16	1,140	950	3,243	2.3	1.5
研究職	141	90	2	114	99	305	2.2	1.3
医療職(1)	9	6	1	5	5	17	1.9	1.1
医療職(2)	73	32	3	58	44	137	1.9	0.9
医療職(3)	23	1	6	17	16	40	1.7	0.4
福祉職	32	15	0	28	29	72	2.3	1.0
高等学校等教育職	1,540	767	72	1,276	1,163	3,278	2.1	1.1
小学校および 中学校等教育職	2,752	1,311	121	2,258	1,928	5,618	2.0	0.8
技能労務職	86	56	7	59	48	170	2.0	1.0
計	7,811	4,477	297	6,350	5,448	16,572	2.1	1.0

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	17	68	198	330	145	394	331	1,483	56,474 (62,749)

注 ()内の額は、平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			17.1%	15.0%	6.1%
人員(人)		16,508	15	16	16,477
構成比(%)		100.0	0.1	0.1	99.8
平均手当月額(円)		22,955 (23,179)	62,596 (63,817)	73,051 (76,129)	22,871 (23,091)

注 ()内の額は、平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

第10表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対する割合	平均手当額
支 給 を 受 け て い る 者		人 1,867	% 11.3	円 28,828
対 象	職員自らが居住する借家・借間	1,864	11.3	28,835
	配偶者等が居住する借家・借間	3	0.0	15,000
全職員1人当たりの手当額		3,260 円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類		借 家 ・ 借 間	
			人	%
9,001 円以上 23,000 円以下			4	0.2
23,001 円以上 55,000 円以下			611	32.8
55,001 円以上			1,249	67.0
計			1,864	100.0
平均家賃額			60,953 円	

注 1の表 の職員を対象とした。

第11表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全 職 員 に 対する割合	受 給 者 に 対する割合
支 給 を 受 け て い る 者	人 15,160	% 91.8	% 100.0
交通機関のみ利用者	2,289	13.9	15.1
交通用具のみ利用者	10,997	66.6	72.5
自動車使用者	10,586	64.1	69.8
自転車等使用者	411	2.5	2.7
交通機関と交通用具との併用者	1,874	11.4	12.4
自動車との併用者	1,559	9.4	10.3
自転車等との併用者	315	1.9	2.1
受給者1人当たりの手当額	11,134 円		
全職員1人当たりの手当額	10,224 円		

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	2,234 (1,301)	53.7	53.7
10,001円以上 12,000円以下	302 (129)	7.3	60.9
12,001円以上 14,000円以下	265 (93)	6.4	67.3
14,001円以上 16,000円以下	305 (127)	7.3	74.6
16,001円以上 18,000円以下	179 (57)	4.3	78.9
18,001円以上 20,000円以下	224 (105)	5.4	84.3
20,001円以上 22,000円以下	152 (63)	3.7	87.9
22,001円以上 24,000円以下	172 (89)	4.1	92.1
24,001円以上 26,000円以下	102 (45)	2.5	94.5
26,001円以上 28,000円以下	78 (38)	1.9	96.4
28,001円以上 30,000円以下	41 (14)	1.0	97.4
30,001円以上 32,000円以下	48 (15)	1.2	98.5
32,001円以上 34,000円以下	27 (10)	0.6	99.2
34,001円以上 36,000円以下	14 (7)	0.3	99.5
36,001円以上 38,000円以下	3 (0)	0.1	99.6
38,001円以上 40,000円以下	8 (1)	0.2	99.8
40,001円以上 42,000円以下	2 (1)	0.0	99.8
42,001円以上 44,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
44,001円以上 46,000円以下	3 (0)	0.1	99.9
46,001円以上 48,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
48,001円以上 50,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
50,001円以上 52,000円以下	1 (0)	0.0	100.0
52,001円以上	2 (1)	0.0	100.0
計	4,163 (2,096)	100.0	-
平均所要額	11,914 円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

注2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	2,047 (312)	16.9	16.9
5km以上 10km未満	3,477 (319)	28.6	45.5
10km以上 14km未満	2,082 (269)	17.1	62.6
14km以上 18km未満	1,496 (228)	12.3	74.9
18km以上 22km未満	1,032 (143)	8.5	83.4
22km以上 26km未満	730 (97)	6.0	89.5
26km以上 30km未満	378 (25)	3.1	92.6
30km以上 34km未満	302 (27)	2.5	95.1
34km以上 38km未満	178 (18)	1.5	96.5
38km以上 42km未満	152 (24)	1.3	97.8
42km以上 46km未満	97 (22)	0.8	98.6
46km以上 50km未満	51 (21)	0.4	99.0
50km以上 54km未満	48 (20)	0.4	99.4
54km以上 58km未満	24 (10)	0.2	99.6
58km以上 62km未満	21 (11)	0.2	99.8
62km以上	30 (14)	0.2	100.0
計	12,145 (1,560)	100.0	-
平均使用距離	13.6 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	440 (208)	60.6	60.6
5km以上 10km未満	177 (48)	24.4	85.0
10km以上 15km未満	61 (30)	8.4	93.4
15km以上 20km未満	26 (19)	3.6	97.0
20km以上 25km未満	13 (8)	1.8	98.8
25km以上 30km未満	4 (1)	0.6	99.3
30km以上	5 (2)	0.7	100.0
計	726 (316)	100.0	-
平均使用距離	5.8 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

第 12 表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	16			13	2		1	
警察職給料表	5				2	2		1
研究職給料表	2		1	1				
医療職給料表(2)	1			1				
福祉職給料表	2			2				
高等学校等教育職給料表	74	7	67					
小学校および中学校等 教育職給料表	16		16					
技能労務職給料表	29							
給料表計	145							

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	132		1	94	37			
警察職給料表	3			1	2			
研究職給料表	10		5	3	2			
医療職給料表(2)	2				1	1		
医療職給料表(3)	5			3	2			
福祉職給料表	2		1	1				
高等学校等教育職給料表	1		1					
小学校および中学校等 教育職給料表	1		1					
技能労務職給料表	10							
給料表計	166							

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

民間給与関係資料

平成 25 年職種別民間給与実態調査について

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 25 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所
616 事業所

(2) 調査対象職種

78 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 56 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 222 人（行政職に相当する調査実人員 189 人）、初任給関係以外の調査
職種 4,926 人（行政職に相当する調査実人員 4,219 人。なお、調査職種該当者（母集
団）の推定数は、40,157 人であり、行政職に相当するものは 32,515 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に
層化し、これらの層から 128 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結
した事業所は第 13 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、
抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外
した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 13 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業分類	規 模 計					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 114	事業所 15	事業所 16	事業所 19	事業所 45	事業所 19
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	3	1	-	-	1	1
製 造 業	88	9	13	17	34	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 , 郵 便 業	3	-	1	1	1	-
卸 売 業 , 小 売 業	4	1	1	1	1	-
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	1	1	-	-	-	-
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	15	3	1	-	8	3

- 注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が13所あった。
- 2 調査対象事業所128所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた127所に占める調査完了事業所114所の割合（調査完了率）は、89.8%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業, 飲食サービス業、生活関連サービス業, 娯楽業、複合サービス事業（郵便局に分類されるものを除く）およびサービス業（他に分類されないもの）（宗教および外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	10	52.6	700,949	0	700,949	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模50人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	7	50.7	727,078	0	727,078		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	54.8	669,720	0	669,720		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	16	52.8	665,485	0	665,485	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	11	52.5	682,145	0	682,145		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	53.2	636,419	0	636,419		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	47	51.5	629,122	5,438	623,684	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	32	51.9	620,498	7,402	613,096		
短大卒	2	44.4	619,747	1,313	618,434		
高校卒	13	51.4	652,688	864	651,824		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	98	51.3	679,099	87	679,012	同上	同上
大学卒	74	51.1	705,334	114	705,220		
短大卒	3	52.0	706,030	0	706,030		
高校卒	20	51.6	583,980	0	583,980		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	17	51.3	622,701	134	622,567	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職	同上
大学卒	14	52.1	646,147	163	645,984		
短大卒	3	47.4	514,099	0	514,099		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	16	50.3	652,201	259	651,942	同上	同上
大学卒	9	49.6	652,507	440	652,067		
短大卒	4	49.1	660,246	0	660,246		
高校卒	3	54.9	637,800	0	637,800		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	141	48.7	569,911	2,286	567,625	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	95	48.0	582,226	2,592	579,634		
短大卒	11	47.6	545,622	436	545,186		
高校卒	34	50.7	549,069	2,170	546,899		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	285	47.7	561,453	771	560,682	同上	同上
大学卒	175	47.4	591,139	1,017	590,122		
短大卒	20	46.9	474,379	235	474,144		
高校卒	87	48.5	516,725	354	516,371		
中学卒	3	52.4	446,675	0	446,675		

注 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	42	45.6	495,245	15,900	479,345		
短大卒	20	45.8	534,953	10,427	524,526		
高校卒	4	40.8	484,248	2,183	482,065		
中学卒	18	46.4	450,280	25,563	424,717		
	-	-	-	-	-		
技術課長代理	84	44.6	538,038	16,549	521,489	同 上	同 上
大学卒	46	44.2	556,270	12,673	543,597		
短大卒	13	44.7	539,635	4,919	534,716		
高校卒	25	45.4	501,604	30,917	470,687		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	293	44.4	459,545	66,695	392,850	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	149	43.3	477,455	74,273	403,182		
短大卒	25	43.1	475,968	79,636	396,332		
高校卒	117	46.1	432,397	54,038	378,359		
中学卒	2	54.4	357,197	10,831	346,366		
技術係長	506	44.1	483,885	71,289	412,596	同 上	同 上
大学卒	282	42.7	495,216	81,763	413,453		
短大卒	39	45.3	477,404	40,552	436,852		
高校卒	180	46.1	466,247	61,516	404,731		
中学卒	5	54.6	461,752	44,717	417,035		
事務主任	204	41.5	345,796	28,077	317,719		同 上
大学卒	101	38.7	335,361	27,424	307,937		
短大卒	22	40.0	340,519	24,416	316,103		
高校卒	79	45.4	359,600	30,794	328,806		
中学卒	2	51.0	382,910	814	382,096		
技術主任	288	39.6	412,972	45,768	367,204		同 上
大学卒	178	37.8	400,374	41,665	358,709		
短大卒	31	40.5	429,339	51,125	378,214		
高校卒	73	42.4	436,371	56,148	380,223		
中学卒	6	50.5	407,386	12,073	395,313		
事務係員	1,018	36.5	298,804	28,948	269,856		同 上
大学卒	387	32.8	317,344	35,755	281,589		
短大卒	184	37.5	289,780	28,219	261,561		
高校卒	444	39.4	285,224	22,865	262,359		
中学卒	3	57.5	507,891	101,281	406,610		
技術係員	1,154	33.8	338,951	46,386	292,565		同 上
大学卒	710	32.2	342,581	47,410	295,171		
短大卒	97	34.9	326,965	44,949	282,016		
高校卒	344	37.5	333,155	44,277	288,878		
中学卒	3	51.2	319,193	23,787	295,406		

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	10	52.6	700,949	0	700,949		
短大卒	7	50.7	727,078	0	727,078		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	3	54.8	669,720	0	669,720		
工場長	14	52.4	691,735	0	691,735	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	11	52.5	682,145	0	682,145		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	52.0	719,723	0	719,723		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	25	52.3	691,737	0	691,737	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	17	51.8	686,176	0	686,176		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	7	53.6	706,334	0	706,334		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	59	51.5	732,921	21	732,900	同 上	同 上
大学卒	47	51.4	759,181	26	759,155		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	12	51.9	619,191	0	619,191		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	10	53.7	702,172	240	701,932	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職	同 上
大学卒	9	53.0	711,512	267	711,245		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	13	52.0	676,522	322	676,200	同 上	同 上
大学卒	8	50.7	660,905	497	660,408		
短大卒	2	54.0	785,611	0	785,611		
高校卒	3	54.9	637,800	0	637,800		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	114	49.0	593,865	925	592,940	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7級、8 級
大学卒	77	48.2	606,049	822	605,227		
短大卒	8	47.9	569,233	0	569,233		
高校卒	28	51.3	574,655	1,552	573,103		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	189	48.0	601,537	899	600,638	同 上	同 上
大学卒	123	47.8	626,829	1,063	625,766		
短大卒	9	47.4	512,270	552	511,718		
高校卒	57	48.6	549,484	532	548,952		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 美 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上 を有する者 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長 代理および課長代理級 専門職	行政職 5級、6 級
大学卒	26	47.3	553,182	16,387	536,795		
短大卒	13	46.3	591,408	9,714	581,694		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	12	49.1	498,177	25,795	472,382		
	-	-	-	-	-		
技術課長代理	56	45.0	580,135	5,979	574,156	同 上	同 上
大学卒	34	44.7	584,647	9,690	574,957		
短大卒	8	44.4	579,694	0	579,694		
高校卒	14	46.3	568,992	654	568,338		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	206	44.4	491,997	77,368	414,629	係の長および係長級専門 職	行政職 3級、4 級
大学卒	108	43.4	506,130	84,011	422,119		
短大卒	18	42.8	526,555	94,868	431,687		
高校卒	80	46.2	462,614	63,259	399,355		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	388	44.7	501,084	74,864	426,220	同 上	同 上
大学卒	208	43.4	518,811	90,220	428,591		
短大卒	37	45.6	480,014	41,875	438,139		
高校卒	139	46.5	477,238	58,920	418,318		
中学卒	4	55.5	468,226	38,173	430,053		
事務主任	97	42.4	380,302	28,355	351,947	同 上	行政職 2級（一 部は3級、4級）
大学卒	43	37.7	362,735	27,921	334,814		
短大卒	9	45.4	383,020	40,947	342,073		
高校卒	43	46.1	397,600	27,483	370,117		
中学卒	2	51.0	382,910	814	382,096		
技術主任	194	39.3	423,509	42,024	381,485	同 上	同 上
大学卒	121	37.1	401,321	34,437	366,884		
短大卒	21	40.9	450,077	51,276	398,801		
高校卒	49	43.1	465,531	58,566	406,965		
中学卒	3	50.8	428,510	12,917	415,593		
事務係員	566	36.9	321,905	31,921	289,984	同 上	行政職 1級
大学卒	216	32.5	341,945	38,937	303,008		
短大卒	100	38.7	318,274	34,516	283,758		
高校卒	247	40.0	303,645	23,801	279,844		
中学卒	3	57.5	507,891	101,281	406,610		
技術係員	706	34.0	351,767	44,307	307,460	同 上	同 上
大学卒	431	32.5	352,622	43,383	309,239		
短大卒	60	35.0	346,003	45,906	300,097		
高校卒	214	37.6	351,107	46,250	304,857		
中学卒	X	X	X	X	X		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8 級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	20	50.6	551,857	13,054	538,803	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	13	52.2	535,097	18,702	516,395		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	6	48.8	587,226	1,918	585,308		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	36	50.9	609,607	207	609,400	同 上	同 上
大学卒	25	50.5	625,285	300	624,985		
短大卒	3	52.0	706,030	0	706,030		
高校卒	7	51.2	533,594	0	533,594		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	7	48.2	521,100	0	521,100	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級專 門職	同 上
大学卒	5	50.7	543,358	0	543,358		
短大卒	2	41.5	461,400	0	461,400		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	3	43.1	550,784	0	550,784	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	2	44.0	530,565	0	530,565		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	25	47.4	470,494	8,432	462,062	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5級、6 級
大学卒	17	47.3	478,692	10,598	468,094		
短大卒	3	46.7	480,846	1,633	479,213		
高校卒	5	48.3	438,281	5,703	432,578		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	79	46.9	477,668	577	477,091	同 上	同 上
大学卒	44	46.1	495,696	1,048	494,648		
短大卒	10	45.8	443,477	0	443,477		
高校卒	22	48.1	462,245	0	462,245		
中学卒	3	52.4	446,675	0	446,675		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳				前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職	行政職 4級
大学卒	15	41.8	401,856	16,221	385,635		
短大卒	6	42.7	432,732	13,991	418,741		
高校卒	3	41.2	426,836	2,896	423,940		
中学卒	6	41.3	358,461	25,118	333,343		
技術課長代理						同上	同上
大学卒	28	43.5	430,444	43,564	386,880		
短大卒	12	42.3	453,256	23,501	429,755		
高校卒	5	45.5	445,526	16,474	429,052		
中学卒	11	43.8	399,710	76,676	323,034		
事務係長						係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	71	44.2	356,814	34,010	322,804		
短大卒	38	43.1	363,857	35,056	328,801		
高校卒	5	41.0	280,265	24,139	256,126		
中学卒	26	45.5	361,033	36,191	324,842		
技術係長						同上	同上
大学卒	99	41.0	411,534	60,687	350,847		
短大卒	63	39.0	399,612	50,599	349,013		
高校卒	2	37.5	397,400	0	397,400		
中学卒	33	44.7	433,395	82,139	351,256		
事務主任							行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	93	40.8	309,118	25,858	283,260		
短大卒	50	39.7	308,596	25,067	283,529		
高校卒	13	35.8	307,368	11,521	295,847		
中学卒	30	44.8	310,773	33,548	277,225		
技術主任							同上
大学卒	83	40.6	383,824	56,186	327,638		
短大卒	53	39.8	394,878	60,038	334,840		
高校卒	8	40.8	385,358	64,077	321,281		
中学卒	19	41.1	355,591	49,913	305,678		
事務係員							行政職 1級
大学卒	343	36.0	264,999	26,136	238,863		
短大卒	139	33.5	276,974	31,548	245,426		
高校卒	60	35.2	246,607	21,623	224,984		
中学卒	144	38.7	261,282	22,910	238,372		
技術係員							同上
大学卒	375	33.1	316,429	53,456	262,973		
短大卒	246	31.6	323,196	57,402	265,794		
高校卒	28	33.5	283,782	47,887	235,895		
中学卒	99	36.8	306,361	45,106	261,255		
	2	51.5	266,963	662	266,301		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7 級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	2	50.5	591,610	0	591,610	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	2	50.5	591,610	0	591,610		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	3	51.5	420,433	0	420,433	同 上	同 上
大学卒	2	52.0	365,850	0	365,850		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職	同 上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	-	-	-	-	-	同 上	同 上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	2	47.0	505,700	0	505,700	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	17	48.2	425,551	0	425,551	同 上	同 上
大学卒	8	47.5	423,134	0	423,134		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	8	48.1	421,948	0	421,948		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職	行政職 4級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	-	-	-	-	-	同 上	同 上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	16	45.9	311,469	13,335	298,134	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	3	39.8	334,603	33,337	301,266		
短大卒	2	51.5	303,111	19,561	283,550		
高校卒	11	46.6	306,680	6,747	299,933		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	19	41.7	344,554	19,855	324,699	同 上	同 上
大学卒	11	41.3	338,567	8,594	329,973		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	8	42.1	352,787	35,339	317,448		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	14	39.9	328,762	39,774	288,988	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	8	37.9	340,147	38,331	301,816		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	6	42.5	313,581	41,698	271,883		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	11	38.9	382,828	56,049	326,779	同 上	
大学卒	4	40.8	431,266	91,931	339,335		
短大卒	2	33.0	292,833	0	292,833		
高校卒	5	39.7	380,076	49,762	330,314		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	109	35.9	245,109	17,376	227,733	行政職 1級	
大学卒	32	32.7	262,065	24,413	237,652		
短大卒	24	36.6	231,249	8,234	223,015		
高校卒	53	37.6	241,147	17,266	223,881		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	73	35.8	277,215	32,073	245,142	同 上	
大学卒	33	31.8	290,914	44,340	246,574		
短大卒	9	38.1	242,308	24,448	217,860		
高校卒	31	39.3	272,767	21,229	251,538		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研究部（課）長	36	50.2	631,902	2,606	629,296	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	26	42.9	535,483	77,228	458,255	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研 究 員	52	43.0	470,616	23,794	446,822	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	106	33.0	342,981	39,046	303,935	
研 究 補 助 員	63	32.5	263,899	10,689	253,210	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
副 院 長	3	57.8	1,415,670	150,000	1,265,670	病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	15	53.8	1,158,036	67,134	1,090,902	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	21	38.5	1,015,622	54,463	961,159	
歯 科 医 師	X	X	X	X	X	
薬 局 長	8	51.9	503,868	30,015	473,853	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	18	34.1	314,822	32,332	282,490	
診療放射線技師	25	42.7	392,107	18,453	373,654	
臨床検査技師	17	45.9	403,344	17,280	386,064	
栄 養 士	11	37.8	277,509	1,456	276,053	
理 学 療 法 士	30	34.2	290,643	5,102	285,541	
作 業 療 法 士	20	34.5	267,256	5,643	261,613	
総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	38	48.7	459,124	19,320	439,804	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	110	38.7	340,476	15,733	324,743	
准 看 護 師	38	42.4	302,218	16,432	285,786	

その4 教育関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
大 学 教 授	14	56.9	760,396	0	760,396	
大 学 准 教 授	11	45.2	612,763	0	612,763	
大 学 講 師	5	37.5	500,800	0	500,800	
大 学 助 教	3	29.2	330,000	0	330,000	
高 等 学 校 教 頭	X	X	X	X	X	
高 等 学 校 教 諭	26	42.6	450,792	0	450,792	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	X	X	X	X	X	業 務 委 託 契 約 等 に 基 づ き、他 の 事 業 所 に お い て 業 務 に 従 事 し て い る 者 を 除 く。
守 衛 ・ 警 備 員	7	56.4	380,776	52,178	328,598	同 上

第 15 表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成 25 年 4 月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	194,343	203,919	186,639	190,250
	短大卒	178,575	179,000	178,467	-
	高校卒	159,882	161,436	157,426	160,000
新 卒 事 務 員	大学卒	190,558	200,699	177,788	189,000
	短大卒	170,709	X	168,084	-
	高校卒	155,563	162,081	X	150,000
新 卒 技 術 者	大学卒	198,529	209,376	193,521	191,500
	短大卒	184,369	X	185,524	-
	高校卒	161,514	161,242	158,471	170,000
新 卒 研 究 員	大学卒	X	X	-	-
新 卒 研 究 補 助 員	短大卒	186,918	X	X	-
	高校卒	X	X	-	-
準 新 卒 医 師	大学卒	X	-	X	-
準新卒診療放射線技師	大学卒	X	-	X	-
新 卒 栄 養 士	大学卒	X	-	X	-
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	214,800	X	X	-

注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成 24 年度中に資格免許を取得し、平成 25 年 4 月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成 22 年 3 月大学卒業後、平成 22 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 25 年 4 月までの間に採用された者に限っている。

3 「」は、調査事業所が 1 事業所の場合である。

4 「」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

第 16 表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額
配 偶 者	15,142 円
配偶者と子 1 人	20,404 円 (5,262 円)
配偶者と子 2 人	24,546 円 (4,142 円)

注 1 家族（扶養）手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 ()内の金額は、子が 1 人増えることにより増加する額である。

第 17 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支 給	46.9%
非 支 給	53.1%
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	24,000 円以上 25,000 円未満

第 18 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
		円		円	
平均所定内 給与月額	下半期 (A1)	356,533		288,503	
	上半期 (A2)	360,753		287,320	
特別給の 支給額	下半期 (B1)	714,356		481,389	
	上半期 (B2)	698,619		501,471	
特別給の 支給割合	下半期 (B1 / A1)	2.00		1.67	
	上半期 (B2 / A2)	1.94		1.75	
	年間計	3.94		3.42	
	年間の平均	3.93			

注1 下半期とは平成 24 年 8 月から平成 25 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 19 表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	新 規 学 卒 者 の 採 用 あ り	初 任 給 の 改 定 状 況			新 規 学 卒 者 の 採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	計	% 32.4	% (5.4)	% (91.9)	% (2.7)	% 67.6
	500 人以上	32.6	-	(100.0)	-	67.4
	100 人以上 500 人未満	36.5	(5.4)	(89.2)	(5.4)	63.5
	100 人未満	21.1	(25.0)	(75.0)	-	78.9
高 校 卒	計	17.3	(5.1)	(88.4)	(6.5)	82.7
	500 人以上	21.3	-	(100.0)	-	78.7
	100 人以上 500 人未満	12.2	-	(79.4)	(20.6)	87.8
	100 人未満	21.1	(25.0)	(75.0)	-	78.9

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 20 表 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
役職段階	%	%	%	%
係 員	17.2	12.8	-	70.0
課 長 級	14.3	10.9	1.0	73.8

第 21 表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%
係 員	88.8	83.4	25.0	8.3	50.1	11.2
課 長 級	80.3	73.6	19.7	5.1	48.8	19.7

注 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所および本年の定期昇給実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給制度の状況

項目 役職段階	企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	計	91.6	44.6	90.6	61.8	8.4
	500人以上	84.9	47.1	84.8	68.4	15.1
	100人以上500人未満	96.1	44.8	91.4	59.2	3.9
	100人未満	94.7	38.9	100.0	55.6	5.3
課 長 級	計	85.0	30.9	94.0	57.7	15.0
	500人以上	72.0	22.0	95.8	57.9	28.0
	100人以上500人未満	91.4	36.8	90.5	55.9	8.6
	100人未満	100.0	31.3	100.0	62.5	0.0

注 昇給制度の内容は、複数回答である。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規 模 計	54.9	45.1	44.1	55.9	47.2	52.8
500人以上	54.7	45.3	33.1	66.9	36.1	63.9
100人以上500人未満	53.8	46.2	50.7	49.3	54.5	45.5
100人未満	58.5	41.5	51.3	48.7	55.7	44.3

第24表 民間における雇用調整の実施状況

項 目	実施事業所割合 %
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	15.3
転 籍	3.7
希 望 退 職 者 の 募 集	2.5
正 社 員 の 解 雇	-
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	9.2
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 派 遣 社 員 等 へ の 転 換	3.2
残 業 の 規 制	13.9
一 時 帰 休 ・ 休 業	6.0
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	-
賃 金 カ ッ ト	7.0
計	29.1

注1 平成25年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

第25表 民間における賃金カット等の実施状況

役 職 段 階	賃金カット等を実施した事業所 %	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率 %
係 員	6.4	5.5
課 長 級	10.5	6.2

注 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業またはワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参 考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
	%	%	%	%
31%以上	19.4	19.4	19.6	19.6
30%	41.5	60.9	26.6	46.2
29%	0.0	60.9	0.0	46.2
28%	0.0	60.9	0.0	46.2
27%	0.0	60.9	0.0	46.2
26%	1.7	62.6	2.4	48.6
25%	37.4	100.0	51.4	100.0

第 27 表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い

	平成 25 年度以降に変更する		変更しない	検 討 中
	平成 24 年度と比べて引き上げる	平成 24 年度と比べて引き下げる		
	%	%	%	%
月例給与	2.1	2.1	87.1	8.7
年間給与	3.3	3.1	84.9	8.7

注 定年年齢が 60 歳であり、かつ、平成 25 年 4 月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を 100 とした割合である（次表において同じ。）

第 28 表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検 討 中
	高くする	低くする	同じにする	
	%	%	%	%
月例給与	8.2	-	81.6	10.2
年間給与	8.9	-	81.0	10.1

第 29 表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未 定	
	%	%	%	%
28.3	(86.7)	(13.3)	-	71.7

注 1 定年年齢が 60 歳であり、かつ、平成 25 年 4 月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 () 内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を 100 とした割合である。

生計費關係資料

平成 25 年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

1 標準生計費の費用の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算出しているが、各費用の内容は、それぞれの家計調査の大分類項目に対応する。

食料費.....食料

住居関係費.....住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費.....被服および履物

雑費.....保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費.....その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人から5人世帯については、家計調査の大津市勤労者世帯における平成25年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成25年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成24年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子供で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注）家計調査の大津市における集計世帯数は96世帯

第 30 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 25 年 4 月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	26,060	29,800	42,110	54,410	66,710
住居関係費	50,510	53,270	47,980	42,700	37,410
被服・履物費	5,410	5,390	9,360	13,320	17,290
雑 費	30,610	53,200	67,980	82,750	97,530
雑 費	8,630	24,380	25,880	27,370	28,870
計	121,220	166,040	193,310	220,550	247,810

労働経済関係資料

第 31 表 労働経済指標

その 1 民間給与および労働時間

項目 年月	全 国					
	きまって支給する 給与(調査産業計)		所 定 内 給 与 (調査産業計)		総実労働時間数 (調査産業計)	所定外労働時間数 (調査産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
23年度	291.8	0.1	267.8	0.1	149.8	12.0
24年度	289.8	0.2	265.8	0.1	149.5	12.1
24年4月	293.0	0.8	268.1	0.3	153.6	12.7
5月	289.0	1.1	265.2	0.6	148.3	12.1
6月	290.4	0.2	266.6	0.1	154.9	12.0
7月	289.5	0.1	266.0	0.0	153.2	12.0
8月	288.2	0.2	265.0	0.2	148.4	11.6
9月	288.4	0.3	265.6	0.2	148.1	11.8
10月	289.6	0.5	266.1	0.1	152.5	12.1
11月	289.5	0.3	265.5	0.1	155.3	12.2
12月	289.4	0.4	265.0	0.2	148.6	12.6
25年1月	285.8	0.6	262.2	0.5	139.1	11.7
2月	287.9	0.8	264.0	0.6	145.4	11.9
3月	289.5	1.1	265.0	1.0	146.7	12.5
4月	292.8	0.1	267.8	0.1	154.0	12.7
5月	288.4	0.2	264.4	0.4	149.3	12.1

注1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事業所規模30人以上の数値であり、パートタイム労働者等が含まれている。

2 、 、 、 については、平成22年平均=100とした指数を基礎としている。

3 は、暦年によるものである。

滋 賀 県					
きまって支給する 給与(調査産業計)		所 定 内 給 与 (調査産業計)		総実労働時間数 (調査産業計)	所定外労働時間数 (調査産業計)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
277.4	0.0	251.9	0.3	150.6	13.1
275.5	0.8	248.0	1.9	150.2	12.9
276.5	0.2	248.0	1.7	155.7	13.8
273.0	0.9	246.2	1.9	147.2	12.5
278.0	1.6	249.9	2.4	155.7	13.0
276.6	1.8	248.5	3.0	153.9	13.2
272.6	1.5	245.2	2.7	147.8	12.6
274.6	0.9	248.2	1.9	148.8	12.4
275.3	1.7	248.8	2.6	151.3	12.2
276.0	1.0	248.3	1.9	158.0	13.3
275.3	1.5	247.7	2.5	150.5	13.6
271.6	0.6	245.8	0.1	138.9	12.5
273.7	1.2	247.5	0.6	147.1	12.7
274.4	1.2	247.8	0.8	147.1	13.2
278.4	0.8	250.7	1.1	153.6	13.2
275.4	0.8	248.5	0.9	148.9	12.9

その2 雇用・生計費等

年 月	常用雇用指数(調査産業計)				有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業率 (季節調整値)
	全 国		滋 賀 県		全 国	滋 賀 県	
	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)
23 年度	100.0	0.0	101.3	1.2	0.68	0.62	4.5
24 年度	99.7	0.3	100.6	0.7	0.82	0.68	4.3
24 年 4 月	100.1	0.2	101.1	0.1	0.79	0.66	4.5
5 月	100.3	0.0	101.2	0.1	0.80	0.68	4.4
6 月	100.2	0.1	101.0	0.9	0.81	0.66	4.3
7 月	100.1	0.3	101.3	0.6	0.81	0.66	4.3
8 月	99.8	0.4	101.1	0.6	0.81	0.67	4.2
9 月	99.7	0.5	100.9	0.1	0.81	0.67	4.3
10 月	99.6	0.2	100.7	0.8	0.81	0.67	4.2
11 月	99.5	0.6	100.5	1.3	0.82	0.67	4.2
12 月	99.6	0.2	99.1	2.0	0.83	0.69	4.3
25 年 1 月	99.0	0.6	100.0	0.2	0.85	0.70	4.2
2 月	98.7	0.8	101.4	1.3	0.85	0.71	4.3
3 月	98.1	0.7	100.7	0.8	0.86	0.71	4.1
4 月	99.7	0.4	101.8	0.7	0.89	0.74	4.1
5 月	100.0	0.3	101.7	0.5	0.90	0.75	4.1

注1 、 厚生労働省、 ~ 総務省、 日本銀行による。

2 、 、 については平成22年基準である。

3 は、暦年によるものである。

4 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。

(1) は、平成23年度については、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果となっている。

(2) は、平成23年度(平成23暦年)については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。

消費支出 (全世帯)				消費者物価指数 (総合)				国内企業物価指数	
全国		大津市		全国		大津市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	指数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指数	前年度比・ 前年同月比 (%)
282.9	2.7	270.2	3.8	99.8	0.1	99.4	0.4	101.6	1.4
286.4	1.2	264.6	2.1	99.5	0.3	99.0	0.4	100.5	1.1
304.3	4.2	321.2	0.5	100.4	0.4	99.8	0.0	101.4	0.7
288.6	4.4	256.2	6.2	100.1	0.2	99.4	0.6	101.0	0.9
270.7	2.2	227.1	6.8	99.6	0.2	99.1	0.5	100.4	1.5
283.5	1.1	261.5	4.0	99.3	0.4	99.1	0.3	99.9	2.3
284.3	0.8	262.1	2.9	99.4	0.4	99.1	0.4	100.1	2.0
266.7	1.1	274.0	4.1	99.6	0.3	99.2	0.2	100.4	1.5
285.0	0.1	300.8	27.8	99.6	0.4	99.0	0.7	100.0	1.1
274.0	0.1	246.4	2.7	99.2	0.2	98.8	0.5	99.9	1.1
325.8	0.7	309.2	2.3	99.3	0.1	98.6	0.2	100.3	0.7
288.4	1.6	283.2	14.1	99.3	0.3	98.7	0.2	100.5	0.4
268.5	1.0	232.6	3.4	99.2	0.7	98.5	0.7	101.0	0.1
316.5	4.0	274.3	1.3	99.4	0.9	98.5	1.0	101.1	0.5
304.4	0.0	305.4	4.9	99.7	0.7	98.8	1.0	101.5	0.1
283.2	1.9	265.5	3.6	99.8	0.3	99.3	0.2	101.5	0.5